

藤枝市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

藤枝市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年藤枝市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第5項の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。